

かしま 農委だより

第23号

—発行者—
鹿嶋市農業委員会
—編集者—
編集委員会

茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1
電話：0299-82-2911
E-mail:noui1@city.ibaraki-kashima.lg.jp

鹿嶋市新ブランド 「かしまし豚」誕生 SPF

山本ファーム（鹿嶋市和）は、六十年以上養豚業を営んでおります。

創業以来、豚舎の衛生管理はもろろんのこと、規模拡大を問わず豚たちにストレスをかけない最適な頭数をキープすると共に、飼料には極上の肉質に仕上げるために麦類や



ウコン、ガリックなど天然素材を配合しています。太陽の光が降り注ぎ、太平洋側からの海風が吹き抜ける中、丁寧にじっくりと育てられた「かしまし豚」は、きめ細やかで柔らかい肉質が特徴です。豚肉の美味しさを品証するコンテストにおいても、数々の賞を受賞するなど、美味しさと食の安全性を約束する極上のお肉となっております。鹿嶋市で『かしましい』ほどアピールするポイントが多い、新ブランドが誕生しました。



かしまし・トン / 山本さんの作業風景



鹿嶋市ふるさと納税返礼品 対象

農地の貸し借りは、農地中間管理機構 をご活用ください。



会長 橋本 正

新年を迎え、皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。日頃より、農業委員会活動に格別のご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

近年の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化、農業後継者の不足、耕作放棄地の増加、食料供給を支える農業生産基盤の脆弱化など多くの問題に直面しており、厳しい状況に置かれております。

農業委員会は、農地の売買・転用などの審査に加え、農地利用状況調査、農地利用意向調査、荒廃農地の解消など、様々な役割を担っております。また、改正農業委員会法へ移行する中、農地利用の最適化に関し、農地中間管理機構の活用や農地パトロールの強化が必要となります。

今後も、農家の皆様の立場に立った農業委員会となるよう、努力してまいります。

農地を相続したら
農業委員会に届出を
相続などで農地を取得した方は、農地法第三条の三第一項（権利取得の届出）の規定により届出が必要となります。

編集後記

現在の農業委員会委員の任期は、平成三十年八月二十日までの予定です。国の制度改正により、それ以降は農業委員の過半数を認定農業者が占めるようにしなければならず、また青年や女性農業委員の積極的な登用、中立の委員を設けるなど、新しい人材の選出が必要となります。

これからの農地利用最適化を促進させるためには、更なる農業者の皆様方のご協力が必要不可欠となります。

編集委員会
委員長 大槻 敏
副委員長 藤井 健勝
委員 山本 清治
東峰 宏
川井 守子
内田 政弘
藤崎 正弘

農業委員会の新制度移行について

農業委員会等に関する法律が、平成二十八年四月から改正されています。鹿嶋市農業委員会は、現行任期満了後の本年八月二十七日から新制度に移行します。この件につきまして、その取扱いが決定次第お知らせしていきます。

全国農業新聞 農業者等に役立つ情報誌

全国農業新聞をご存知でしょうか。週一回金曜日発行の農業総合専門誌で、農政・農業・農村の動きなどタイムリーな情報が満載です。お申し込みは農業委員会事務局又は農業委員までお願いします。

購読料 一カ月 700円

農業者年金

農家の皆様 老後の生活は自分で守ろう！

農業者年金は、農業者の老後生活の安定のために重要な制度であり、担い手にとって政策支援や節税等大きなメリットがあります。

＜加入できる人＞

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人

＜積立方式で安定運営＞

自らが納めた保険料とその運用収入を積み立てる積立方式です。

＜税制面で優遇あり＞

保険料は、全額が社会保険料の控除の対象

＜保険料＞

将来、受給したい年金額にあわせ保険料が決められます。（月額2万円から）

＜保険料の助成制度（政策支援）あり＞

農業の担い手には、政策支援（保険料の国庫補助）があります。

稲作農家のみなさんへ 需要に応じた生産が必要

茨城県農業再生協議会では、平成三十年産からの米政策の見直しに対応するため、平成二十九年五月に新たな基本方針が策定されました。これに基づき、鹿嶋市においては、来年度以降も需要に応じた生産（生産調整）を進め、米価の安定を図ってまいります。具体的には、これまで通り主食用米の生産の目安となる「生産数量目標に相当する数値」とともに、新たに主食用米以外の生産目標を示す「新規需要米等生産目標」を生産者の皆様へ提示します。

また、茨城県全体では主食用米の生産が過剰になっていることから、鹿嶋市においても、引き続き主食用米から、飼料用米（多収品種）への転換を進め、生産者のみなさまの所得の確保と、経営の安定を図ってまいります。

主食用米の在庫が積み上がるのと米価は下落する傾向ですので、需要に応じた生産を図るよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

平成30年度農作業標準賃金（農作業労賃・機械持込作業料金）

種別	作業種別	標準賃金			備考
		作業内容	単位	金額	
田	一般農作業	田畑作業	8時間	7,000円	男女とも同額, 食事なし
	耕起 (トラクター)	ロータリー耕	10a	6,000円	側条施肥は2,000円増額 倒れ稲はこの限りではない 陸稲は50円増額
		プラウ耕	10a	6,000円	
		代かき	10a	8,000円	
		畦塗(あぜぬり)	1m	50円	
	草刈(保全管理)	草刈り機	10a	12,000円	
	田植え	機械植え	10a	7,000円	
	稲刈り	コンバイン	10a	20,000円	
	乾燥・調整	乾燥～糶摺り	60kg	2,000円	
		糶摺り	60kg	700円	
畑	耕起 (トラクター)	ロータリー耕	10a	5,000円	
		プラウ耕	10a	6,000円	
		深耕ロータリー	10a	20,000円	
		深耕プラウ	10a	10,000円	
	トラクター	開墾プラウ	10a	10,000円	
		マルチ張り	200m	1,500円	
		ミツバ掘り	10a	10,000円	振動掘は3,000円増額

※作業場所や時間、作業内容等の働く条件によって異なります。
 ※上表を参考に話し合いで決めてください。

平成30年度 農地の賃借料情報（10aあたり）

種別	区域	平均額	最高額	最低額	データ数	
田	鹿嶋市全域	基盤整備地域	13,000円	19,100円	10,000円	206
		未整備地域	12,700円	12,700円	12,700円	14
畑	鹿嶋市全域	基盤整備地域	11,400円	15,000円	7,800円	6
		未整備地域	9,800円	10,200円	9,200円	11

※データ数は、集計に用いた筆数です。
 ※賃借料を物納(玄米)している場合は、60kgあたり12,730円に換算しています。
 ※上表を参考に話し合いで決めてください。

「非農地証明願」について（お知らせ）

法務局における不動産登記法の地目変更手続において、農地地目（田，畑）を農地以外の地目に変更する場合に必要な添付書類として、農地法の転用手続の完了を証する書面（許可書等）の代わりとなる、現況が農地でないことの証明書の交付について、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業等）が計画または実施された土地を、非農地として証明することは農地制度の励行上、好ましいものとはいえません。

つきましては、農地法の趣旨を尊重しながら、平成30年1月1日以降に、鹿嶋市農業委員会が受け付ける「非農地証明願」について、追加書類が必要となります。

追加書類

◎農用地区域でない旨の市長の証明書（農用地区域外証明書：農林水産課発行）

※鹿島湖岸南部土地改良区については、鹿島湖岸南部土地改良区からの区域外証明

遊休農地の課税の強化

機構貸付け農地に係る農地の課税軽減

一 対象者
所有する全農地（十アール未満の自作地を残した全農地）を、新たに、まとめて農地中間管理機構に十年以上の期間で貸し付けた者

二 対象となる農地
前記の要件を満たす、機構が農地中間管理権を取得した農地

三 課税軽減の内容
対象農地に係る固定資産税の課税標準額を二分の一に軽減
十五年以上の場合、五年間十年以上の場合、三年間

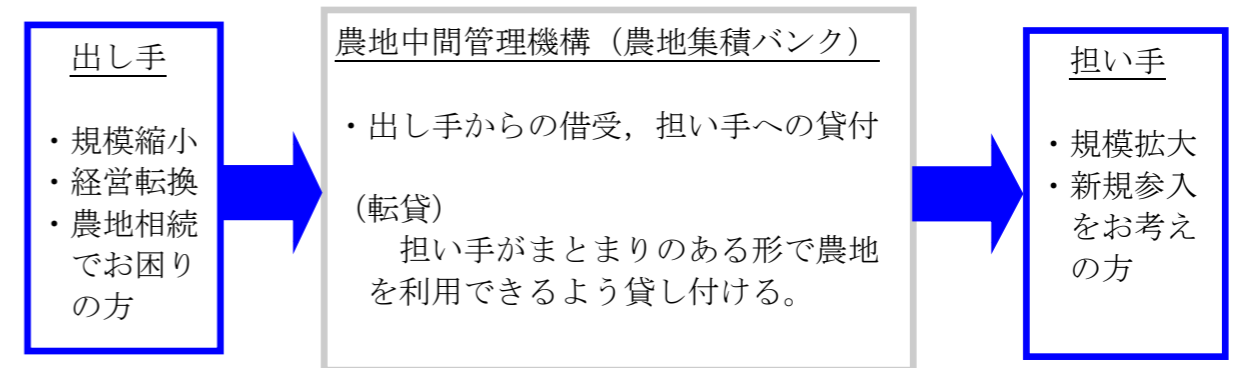
一 対象となる農地
農地法第三十六条に基づき、農業委員会が農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農地

二 課税強化の内容
固定資産税の課税標準額を約一・八倍に引き上げることで課税を強化

三 実施時期
平成二十九年度課税より実施

～茨城県農地中間管理機構が農地の安定的な貸し借りを支援します～

茨城県農地中間管理機構（農地集積バンク）では、農地を貸したいという農家（出し手）から農地を借りたいという農家（担い手）への農地マッチング支援を通じ、農地の集積・集約を推進する農地中間管理事業を実施しています。



《借り受けできる農地の基準》

- 農業振興地域内の農地であること
 - 再生作業が著しく困難な遊休農地ではないこと
 - 当該農地の地域に十分な借り受け希望者が確認できること
 - 農用地利用の効率化、高度化の促進につながる農地であること
- ※このほか、地権者の同意（相続手続きの済んでいない農地の場合）や土地改良区賦課金の滞納が無いこと等を確認させていただく場合があります。

《問い合わせ先》

鹿嶋市農林水産課
 電話：82-2911

遊休農地の解消にご協力を！

農業委員会では、耕作放棄地（遊休農地）の解消に向けて、毎年農地パトロール（現地調査）を実施しています。

今年度は、昨年10月に市内全域の農地を延べ13日間調査しました。



農地は、一年以上放っておくと雑草が生い茂り、病虫害や火災の発生原因となり、周辺農地等に大変迷惑をかけることとなります。土地の所有者は、雑草等が繁茂した状態にならないよう、農地の適正な管理をお願いします。

雑草の刈払いにご協力を！